

福岡県医発第1629号(地)

平成20年11月 4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)



インフルエンザワクチンの安定供給対策の状況と対策について

インフルエンザワクチンの安定供給対策につきましては、平成20年8月28日付福岡県医発第1194号(地)をもって貴会宛にお送りいたしておりますが、今般、別添のとおり、日本医師会より標記の件につきまして通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、下記の事項に留意の上対応するよう求めるものであります。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、会員各位への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

記

1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの製造予定量は、当初製造見込み量2,510万本から増量され、平成20年10月3日現在の製造及び国家検定の状況からみて、2,640万本の見込みとなっており、今冬の予約本数は8月末現在において2,334万本程度であることから、十分な流通在庫が存在すると考えられる。

- (1) 本年の予約本数である約2,334万本の供給については、10月3日現在、約1,180万本が出荷済みであり、予定どおり確保される見込みである。

なお、これに続く出荷予定のもので、現在、国家検定申請中等の1,100万本については、供給時期が、10月下旬から11月上旬になると見込まれており、その後も11月中に出荷が予定されているため、11月半ば以降の接種ピークまでには、医療機関の注文数量は確保される見込みである。

こうしたことを踏まえ、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう医療機関に対し情報提供に努めるとともに、分割納入等につ

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

いて示した7月8日付け厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名通知における留意点を踏まえ、混乱なく適切に安定供給対策が行われるよう、貴職の協力をお願いしたい。

(2) 10月14日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、厚生労働省医薬食品局血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に供することとしていること。

2. 今冬の融通用保管在庫

製造予定量については、当初予定量より増量となっているが、国家検定等の状況を勘案し、不足時の融通用に合計40万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしていること。これらの在庫については、都道府県から厚生労働省医薬食品局血液対策課への要請に基づき、製造販売業者等に対し、速やかに配送するよう依頼することとしていること。

3. 予約の解除について

7月8日付け厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名通知の記6において、「ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。」としている。この場合の保留とは、ワクチン接種希望者が接種できる体制を確保するため、直近に納入が決まっているもの及び必ず使用することが決まっているもの等を除いて予約を一部解除することである。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であることを、あらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

4. その他

インフルエンザワクチンは、高病原性鳥インフルエンザの人への感染への直接の防御に対する効果は認められていないことに留意し、情報提供に努めること。

平成20年10月28日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、インフルエンザワクチンの安定供給対策につきましては、平成20年8月19日付（地Ⅲ125）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について、厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名により、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知が出され、本会に対しても協力方依頼がありました。なお、（社）日本医薬品卸業連合会会長、（社）細菌製剤協会理事長に対しても同様の通知が出されております。

本通知は、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、下記の事項に留意の上対応するよう求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

また、厚生労働省医薬食品局血液対策課では、各都道府県衛生主管部（局）インフルエンザワクチン需給担当課に対し、インフルエンザワクチンの在庫状況について毎週情報提供することとし、本会に対しても情報提供がありました。本情報提供につきましては、貴会に対し、毎週お送りさせていただきますことを申し添えます。

記

1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの製造予定量は、当初製造見込み量2,510万本から増量され、平成20年10月3日現在の製造及び国家検定の状況からみて、2,640万本の見込みとなっており、今冬の予約本数は8月末現在において2,334万本程度であることから、十分な流通在庫が存在すると考えられる。

- (1) 本年の予約本数である約2,334万本の供給については、10月3日現在、約1,180万本が出荷済みであり、予定どおり確保される見込みである。

なお、これに続く出荷予定のもので、現在、国家検定申請中等の1,100万本については、供給時期が、10月下旬から11月上旬になると見込まれて



おり、その後も11月中に出荷が予定されているため、11月半ば以降の接種ピークまでには、医療機関の注文数量は確保される見込みである。

こうしたことを踏まえ、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう医療機関に対し情報提供に努めるとともに、分割納入等について示した7月8日付け厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名通知における留意点を踏まえ、混乱なく適切に安定供給対策が行われるよう、貴職の協力をお願いしたい。

- (2) 10月14日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、厚生労働省医薬食品局血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に供することとしていること。

2. 今冬の融通用保管在庫

製造予定量については、当初予定量より増量となっているが、国家検定等の状況を勘案し、不足時の融通用に合計40万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしていること。これらの在庫については、都道府県から厚生労働省医薬食品局血液対策課への要請に基づき、製造販売業者等に対し、速やかに配送するよう依頼することとしていること。

3. 予約の解除について

7月8日付け厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名通知の記6において、「ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。」としている。この場合の保留とは、ワクチン接種希望者が接種できる体制を確保するため、直近に納入が決まっているもの及び必ず使用することが決まっているもの等を除いて予約を一部解除することである。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であることを、あらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

4. その他

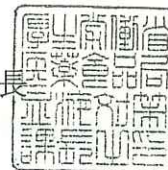
インフルエンザワクチンは、高病原性鳥インフルエンザの人への感染への直接の防御に対する効果は認められていないことに留意し、情報提供に努めること。



薬食血発第 1010004 号
平成20年10月10日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長
飯沼 雅朗 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成20年7月8日付け健感発第 0708002 号、薬食血発第 0708004 号厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7月8日付け連名通知」という。）により、お願いしたところです。

貴職におかれましては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、7月8日付け連名通知に加え、下記の事項に留意の上対応されるよう、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの製造予定量は、当初製造見込み量2,510万本から増量され、平成20年10月3日現在の製造及び国家検定の状況からみて、2,640万本の見込みとなっており、今冬の予約本数は8月末現在において2,334万本程度であることから、十分な流通在庫が存在すると考えられる。

- (1) 本年の予約本数である約2,334万本の供給については、10月3日現在、約1,180万本が出荷済みであり、予定どおり確保される見込みである。

なお、これに続く出荷予定のもので、現在、国家検定申請中等の1,100万本については、供給時期が、10月下旬から11月上旬になると見込まれており、その後も11月中に出荷が予定されているため、11月半ば以降の接種ピークまでには、医療機関の注文数量は確保される見込みである。

こうしたことを踏まえ、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう医療機関に対し情報提供に努めるとともに、分割納入等について示した7月8日付け連名通知における留意点を踏まえ、混乱なく適切に安定供給対策が行われるよう、貴職の協力をお願いしたい。

- (2) 10月14日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に供することとしていること。

2. 今冬の融通用保管在庫

製造予定量については、当初予定量より増量となっているが、国家検定等の状況を勘案し、不足時の融通用に合計40万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしていること。これらの在庫については、都道府県から血液対策課への要請に基づき、製造販売業者等に対し、速やかに配送するよう依頼することとしていること。

3. 予約の解除について

7月8日付け連名通知の記6において、「ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。」としている。この場合の保留とは、ワクチン接種希望者が接種できる体制を確保するため、直近に納入が決まっているもの及び必ず使用することが決まっているもの等を除いて予約を一部解除することである。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であることを、あらゆる関係者

が理解し円滑な供給に努めること。

4. その他

インフルエンザワクチンは、高病原性鳥インフルエンザの人への感染への直接の防御に対する効果は認められていないことに留意し、情報提供に努めること。



医政経発第 1010001 号
薬食血発第 1010001 号
平成 20 年 10 月 10 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成 20 年 7 月 8 日付け医政経発第 0708001 号、健感発第 0708001 号、薬食血発第 0708001 号厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7 月 8 日付け連名通知」という。）により、お願いしたところである。

貴職におかれては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、7 月 8 日付け連名通知に加え、下記の事項について十分留意の上、インフルエンザ対策委員会等の管内の体制づくり及び関係者への周知、指導を進めていただくとともに、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の予防接種の実施主体である市区町村とも協力体制の下で安定供給対策を推進するようお願いする。

記

1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの製造予定量は、当初製造見込み量 2,510 万本から増量され、平成 20 年 10 月 3 日現在の製造及び国家検定の状況からみて、2,640 万本の見込みとなっており、今冬の予約本数は 8 月末現在において 2,334 万本程度であることから、十分な流通在庫が存在すると考えられる。

- (1) 本年の予約本数である約 2,334 万本の供給については、10 月 3 日現在、約 1,180 万本が出荷済みであり、予定どおり確保される見込みである。

なお、これに続く出荷予定のもので、現在、国家検定申請中等の 1,100 万本については、供給時期が、10 月下旬から 11 月上旬になると見込まれており、その後も 11 月中に出荷が予定されているため、11 月半ば以降の接種

ピークまでには、医療機関の注文数量は確保される見込みである。

こうしたことを踏まえ、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう医療機関に対し情報提供に努めるとともに、分割納入等について示した7月8日付け連名通知における留意点を踏まえ、混乱なく適切に安定供給対策が行われるよう、関係者に対して協力を要請すること。

- (2) 10月14日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に活用されたいこと。

2. 今冬の融通用保管在庫

製造予定量については、当初予定量より増量となっているが、国家検定等の状況を勘案し、不足時の融通用に合計40万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしていること。これらの在庫については、都道府県から血液対策課への要請に基づき、製造販売業者等に対し、速やかに配送するよう依頼することとしていること。

3. 予約の解除について

7月8日付け連名通知の記2「(4) 予約の解除について」において、「ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。」としている。この場合の保留とは、ワクチン接種希望者が接種できる体制を確保するため、直近に納入が決まっているもの及び必ず使用することが決まっているもの等を除いて予約を一部解除することである。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であることを、あらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

4. その他

インフルエンザワクチンは、高病原性鳥インフルエンザの人への感染への直接の防御に対する効果は認められていないことに留意し、情報提供に努めること。



医政経発第 1010002 号
薬食血発第 1010002 号
平成 20 年 10 月 10 日

(社) 日本医薬品卸業連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成 20 年 7 月 8 日付け医政経発第 0708002 号、薬食血発第 0708002 号厚生労働省医政局経済課長、厚生労働省医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「7 月 8 日付け連名通知」という。）により、お願いしたところです。

貴職におかれましては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、7 月 8 日付け連名通知に加え、下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの製造予定量は、当初製造見込み量 2,510 万本から増量され、平成 20 年 10 月 3 日現在の製造及び国家検定の状況からみて、2,640 万本の見込みとなっており、今冬の予約本数は 8 月末現在において 2,334 万本程度であることから、十分な流通在庫が存在すると考えられる。

- (1) 本年の予約本数である約2,334万本の供給については、10月3日現在、約1,180万本が出荷済みであり、予定どおり確保される見込みである。

なお、これに続く出荷予定のもので、現在、国家検定申請中等の1,100万本については、供給時期が、10月下旬から11月上旬になると見込まれており、その後も11月中に出荷が予定されているため、11月半ば以降の接種ピークまでには、医療機関の注文数量は確保される見込みである。

こうしたことを踏まえ、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう医療機関に対し情報提供に努めるとともに、分割納入等について示した7月8日付け連名通知における留意点を踏まえ、混乱なく適切に安定供給対策が行われるよう、貴職の協力をお願いしたい。

- (2) 10月14日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に活用されたいこと。

2. 今冬の融通用保管在庫

製造予定量については、当初予定量より増量となっているが、国家検定等の状況を勘案し、不足時の融通用に合計40万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしていること。これらの在庫については、都道府県から血液対策課への要請に基づき、製造販売業者等に対し、速やかに配送するよう依頼することとしていること。

3. 予約の解除について

7月8日付け連名通知の記3において、「ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。」としている。この場合の保留とは、ワクチン接種希望者が接種できる体制を確保するため、直近に納入が決まっているもの及び必ず使用することが決まっているもの等を除いて予約を一部解除することである。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であることを、あらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。



薬食血発第 1010003 号
平成 20 年 10 月 10 日

(社) 細菌製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成 20 年 7 月 8 日付け薬食血発第 0708003 号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知（以下「7 月 8 日付け通知」という。）により、お願いしたところです。

貴職におかれましては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、7 月 8 日付け通知に加え、下記の事項に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今冬の製造量に係る対応

今冬のワクチンの製造予定量は、当初製造見込み量 2,510 万本から増量され、平成 20 年 10 月 3 日現在の製造及び国家検定の状況からみて、2,640 万本の見込みとなっており、今冬の予約本数は 8 月末現在において 2,334 万本程度であることから、十分な流通在庫が存在すると考えられる。

- (1) 本年の予約本数である約 2,334 万本の供給については、10 月 3 日現在、約 1,180 万本が出荷済みであり、予定どおり確保される見込みである。

なお、これに続く出荷予定のもので、現在、国家検定申請中等の 1,100 万本については、供給時期が 10 月下旬から 11 月上旬になると見込まれており、その後も 11 月中に出荷が予定されているため、11 月半ば以降の接種ピ

ークまでには、医療機関の注文数量は確保される見込みである。

こうしたことを踏まえ、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないよう医療機関に対し情報提供に努めるとともに、分割納入等について示した7月8日付け通知における留意点を踏まえ、混乱なく適切に安定供給対策が行われるよう、貴職の協力をお願いしたい。

- (2) 10月14日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に供することとしていること。

2. 今冬の融通用保管在庫

製造予定量については、当初予定量より増量となっているが、国家検定等の状況を勘案し、不足時の融通用に合計40万本の保管を製造販売業者等をお願いすることとしていること。これらの在庫については、都道府県から血液対策課への要請に基づき、製造販売業者等に対し、速やかに配送するよう依頼することとしていること。

3. 予約の解除について

7月8日付け通知の記3において、「ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。」としている。この場合の保留とは、ワクチン接種希望者が接種できる体制を確保するため、直近に納入が決まっているもの及び必ず使用することが決まっているもの等を除いて予約を一部解除することである。

当該措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であることを、あらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

事 務 連 絡
平成20年10月14日

各都道府県衛生主管部（局）
インフルエンザワクチン需給担当課 御中

厚生労働省血液対策課

インフルエンザワクチンの卸在庫の情報提供について

平成20年10月10日付け医政局経済課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知においてご案内のとおり、インフルエンザワクチンの在庫状況について今週より毎週、以下の要領で都道府県担当課に情報提供することといたします。インフルエンザの安定供給対策にお役立ていただきますようお願いいたします。

1. 血液対策課は、10月14日から、毎週金曜日の昼時点における、別表1の配送地域区分での卸在庫の状況を、翌週月曜日の夕方以降に各都道府県に提供する。
2. 別表1の区分は、配送センターが全国的に広域ブロック単位で配送を行っている卸売販売業者を4系統に分け、在庫をブロック別にB、C、D及びEに区分して集計している。その他の卸売販売業者（全国の地域ごとの小規模な卸売販売業者等）の在庫は合算し、区分Aとして集計している。
3. 卸在庫量とは、販売会社から卸に搬送され、医療機関に出荷される前の段階にある在庫であり、金曜日昼の時点で卸の配送センター及び卸各営業所に配置されている在庫の総計をいう。
4. 在庫状況の全体像については、全国の一定時点における供給本数、製造業者の在庫量、販売会社の在庫量、卸売販売業者の在庫量、医療機関等への納入量に関する推定値について、同様に金曜日昼の時点で集計し、別表2のように提供するものとする。
5. 別表1のブロック区分AからEまでの合算量及び別表2の卸在庫量については、それぞれ在庫量の集計方法が異なるため、必ずしも同一の数値にはならないことがある。

(平成20年10月10日(金) 現在)

別表1: 配送エリア別卸売販売業者在庫状況一覧

(単位: 本(1ml換算))

基本エリア単位	都道府県	区分A	区分B	区分C	区分D	区分E
北海道	北海道	784,677		C-① 19,132	D-① 693,179	
東北 (新潟含む)	青森			C-② 458,621		E-① 203,010
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
	福島					
北関東	新潟		B-① 554,163			
	茨城	70,001				
	栃木					
群馬						
関東	埼玉	641,589				
	千葉					
	東京					
甲信	神奈川					
	山梨	109,139				
	長野					
東海	静岡	490,393		B-② 172,943	D-② 139,542	
	岐阜					
	愛知					
	三重					
北陸	富山	209,651			D-③ 382,489	
	石川					
近畿	福井	532,617	B-③ 203,431			
	滋賀					
	京都					
	奈良					
	大阪			C-③ 170,585		
	和歌山					
中国	兵庫	293,380		C-③		
	岡山			C-④ 75,450	D-④ 186,123	E-③
	広島					
	鳥取					
四国	島根					
	山口			C-④	E-③	
	香川	134,551				
	徳島				E-② 72,505	
	愛媛					
九州	高知		B-③			
	長崎	458,075			D-⑤ 237,109	E-③ 318,074
	福岡					
	佐賀					
	熊本					
	大分					
	宮崎					
鹿児島						
沖縄	沖縄	60,948				

※区分A～Eとは、卸毎に配送担当都道府県の範囲が異なるため、各卸の配送担当エリアに対応した区分毎の集計を行っている。

別表2: 販社、卸等在庫量一覧

(単位: 本(1ml換算))

10/10現在供給本数	製造業者及び販売会社在庫量	卸在庫量	医療機関納入量	返品量
14,752,332	2,390,108	8,428,200	3,934,024	0